

令和6年3月27日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

ふぐの処理に係る資格者の知識及び技術の水準が全国的に平準化されたことにより、ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度を廃止するとともに、他の都道府県等の免許を有する資格者に対する神奈川県の免許の交付規程を整備する等の改正を行った。(施行期日 令和6年6月1日)

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

ふぐの処理に係る資格者の知識及び技術の水準が全国的に平準化されたことにより、ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度を廃止するとともに、他の都道府県等の免許を有する資格者に対する本県の免許の交付規定を整備するなど、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度を廃止する。(第2条、第14条～第18条、第20条、第21条、第22条の2、第23条及び第24条関係)
- (2) 他の都道府県等の免許を有する資格者に対し、本県の免許を交付する規定を整備する。(第4条関係)
- (3) ふぐ包丁師試験手数料を改正する。(第22条関係)
- (4) その他、所要の改正を行う。

3 その他の改正内容

- (1) 収入証紙に関する条例の一部改正
ふぐ包丁師試験手数料を規定する条番号の変更に伴い、引用条項を改める。(附則第4項関係)
- (2) 事務処理の特例に関する条例の一部改正
ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度の廃止に伴い、対象事務の削除、引用条項の整備等、所要の改正を行う。(附則第5項関係)

4 施行期日

令和6年6月1日